

## 市街地のパークゴルフ場 利用について

桜、駒ヶ丘、ときわパークゴルフ場のオープンは、5月10日(金)の予定です。釧路川標茶緑地(旭河川敷)は使用可能になりましたらホールにピンを設置してお知らせします。

ときわパークゴルフ場で30人以上の団体利用をする場合は、重複利用を避けるため、農業者トレーニングセンターへ申請書の提出をお願いします。その他の市街地パークゴルフ場の団体利用は、役場建設課都市計画係へ連絡してください。

コース整備の際は、利用者の皆さんにご不便をお掛けしますがご理解をお願いします。

シーズン券は、4月23日(火)から役場住民課町民係、農業者トレーニングセンター、開発センター、各公民館で販売します。

### ○シーズン券／

- 一般…6,170円
- 70歳以上…4,110円

### ○問い合わせ／

- ときわパークゴルフ場…農業者トレーニングセンター ☎485-2434
- その他市街地パークゴルフ場…役場建設課都市計画係 (2階⑭番窓口 ☎内線275)



## 平成31年度 巡回児童相談

北海道児童相談所では、直接来所が困難である児童や保護者のために「巡回児童相談」を行っています。児童の発達、療育手帳の判定など18歳未満の児童に関する相談をお受けします。

今年度、本町で開催する日程は次のとおりです。

- 第1回…5月8日(水)
- 第2回…7月10日(水)
- 第3回…9月18日(水)
- 第4回…11月11日(月)
- 第5回…2月18日(火)

※限られた時間の中で行うため、申し込み多数の場合は、直接来所をお願いしたり、希望する日時にならない場合があります。  
※関係機関(保育園、幼稚園、小中学校、子ども発達支援センターなど)を通じて申し込みすることもできます。

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課児童福祉係 (1階⑤番窓口 ☎内線134)



## 国税専門官募集

札幌国税局では、平成32年度採用の国税専門官を募集しています。

○受験資格／次のいずれかに該当する方

- 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- 平成10年4月2日以降生まれで、大学を卒業する見込みなど別に定める方

○申込方法／インターネットで申し込みください。(専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

○受付期間／3月29日(金)(午前9時)～4月10日(水)

○試験日／

- 第1次試験…6月9日(日)(基礎能力試験、専門試験)
- 第2次試験…7月11日(木)～19日(金)のうち指定する日

○最終合格発表日／8月20日(火)

○問い合わせ／

- 釧路税務署 ☎0154-31-5100
- 札幌国税局 ☎011-231-5011

## 広報しべちや 有料広告募集

○規格・料金／

- 広告1  
縦45mm×横88mm…3,000円
- 広告2  
縦45mm×横176mm  
縦90mm×横88mm…6,000円

○申込方法／下記係へ申し込みください。(原稿は原則電子データ)

○申込期間／

- 5月号…4月5日(金)まで
- 6月号…5月7日(火)まで

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係 (2階⑰番窓口 ☎内線224)

## 新入学(園)期の交通安全運動 期間／4月8日(月)～12日(水)

新入学児童・園児が学校などに通い始めます。学校・幼稚園・保育園付近や、子どもの近くを通る時は、安全で思いやりのある運転を心掛けましょう。

家庭・学校・町内会では、交通ルールや安全な歩き方などを教え、大人が自ら手本となるよう行動しましょう。

**運動の重点** 新入学児童・園児の交通事故防止  
自転車の安全利用の推進

## 社会教育関係団体の 認定申請について

教育委員会では、文化・スポーツ活動などを行っている団体を社会教育認定団体として登録し、各種支援を行っています。新たに認定を希望する団体は下記受付場所で申請を受け付けています。

これまでに認定を受けた団体は平成32年度まで自動更新されるため申請の必要はありませんが、平成29年度以降に新規で申請した団体は6月28日(金)までに総会資料を提出してください。

### ○認定の要件／

- ①社会教育に関する事業を主な目的としている団体。
- ②団体意志を決定・執行し、代表する機構または機関が確立されていることが明確な規約などを有する。
- ③自ら経理し監査するなど、会計機構を有する。
- ④団体活動の本拠としての事務所を有する。
- ⑤団体の会員が原則として5人以上で構成されている。

※構成員が5人に満たない場合であっても主として社会教育に関する事業を行い、その成果が十分期待できる団体は下記に問い合わせください。

### ○認定団体に対する優遇措置／

- ①大会、研修会などに参加する場合の車両借り上げ料の補助
- ②有料体育施設などの専用使用料の50%減額
- ③開発センター使用料の減免（入場料を徴収する場合を除く）
- ④公民館、コンベンションホールういず使用料の免除

### ○受付期間／随時

○受付場所／各公民館または農業者トレーニングセンター

○問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎485-2111内線288）

## 心身障がい者 一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。平成31年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。

以下に該当し、相談を希望する方は下記係までご連絡ください。

- ・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方。
- ・18歳以上で療育手帳の交付を受けたい方。
- ・総合相談所による直接判定が必要な補装具をお求めの方。
- ・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方。

### ○相談日程／

- ・第1回…9月10日(火)～11日(水)
  - ・第2回…11月13日(水)～14日(木)
- ※11月14日(木)は午前のみ。

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）

## 文化講演会実行委員を 募集しています

教育委員会では、平成31年度の文化講演会開催に向け、町民主体での運営を目指し講師選定の企画段階から携わっていただける実行委員を募集しています。

これまでテレビなどメディアで活躍している有名人を講師に招き、多くの町民の方にご来場いただいています。

興味のある方は下記係までご連絡ください。

○募集期限／4月19日(金)

○応募先・問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎485-2111内線289）

## 釧路湿原国立公園連絡 協議会からのお知らせ

### ◎春の足音を聴きに行こう

釧路湿原の環境や生態系を中心に学びながら早春の木道を歩きます。

○日時／4月14日(日)、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター（☎0154-65-2323）

### ◎早春の湿原野鳥観察会

渡り鳥の中継地シラルト湖や茅沼蝶の森に生息する野鳥を講師の説明を聞きながら観察します。



○日時／4月20日(土)、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○集合／憩の家かや沼駐車場

○申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎487-3003）

### ◎釧路湿原子どもレンジャー登録者募集

登録者を対象に体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。

○対象／釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村内の小学校4～6年生

※登録者の兄弟であれば、小学校低学年でも登録可。

○登録費／無料

○申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局（釧路市市民環境部環境保全課内☎0154-31-4594）



## 地域づくりを支援します

本町では、まちづくりや産業振興など幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

### ◎地域振興補助金

○補助対象者／町内会・地域会

○募集期限／4月26日(金)

### ◎地域文化振興基金自主研修事業

○補助対象者／町内の団体など

○補助金額／補助対象経費の70%以内

○補助対象事業／町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など

### ○補助対象例／

①人材育成のための必要な研修会、講演会などへの参加・開催

②地域間交流などに関する事業

③生涯学習の推進に関する事業

○募集期限／4月26日(金)

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口 ☎内線224）

## 犬の放し飼い ふんの処理について

放し飼いやつなぎ方が悪いことなどが原因で、飼い犬が脱走し、近隣の人や家畜などに害を与えたり、飼い犬自身が負傷することがあります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。

飼い犬が逃げ出さないように、日頃からしっかりつなぐか柵に入れましょう。散歩に連れて行く時はリードを付け、袋などを携帯しふんの後始末を確実に行いましょう。ペットを飼う際は責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

## 浄化槽の維持管理

設置者（浄化槽管理者）には、下記の3つの義務があります。水質基準に満たない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により30万円以下の過料が科せられる場合があります。

浄化槽の設置・変更・廃止の際は、下記係に届け出をしてください。

### ◎法定検査（水質検査）を受けましょう

法定検査では、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているか確認します。

検査には使用開始後3～8カ月以内に行う「設置後等の水質検査」と、毎年1回行う「定期検査」があります。

浄化槽をお使いの方で検査案内が届いていない方は、北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせてください。

### ◎保守点検を受けましょう

保守点検では、浄化槽の機能を維持するための機器類の調整や、消毒薬の補充などを行います。

およそ4カ月に1回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります）実施する点検は、浄化槽管理士または専門の登録業者に委託することができます。

### ◎清掃を行いましょう

清掃とは、バキューム車で汚泥を引き抜くことをいいます。浄化槽には水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまるため、そのままにしておくと臭いや水質悪化の原因になります。

清掃は年1回以上行う必要があります。町内の許可業者に委託することができます。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

## 合併処理浄化槽 整備事業について

下水道の集合処理が困難な地域の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るため、本町では平成26年度から合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付しています。

### ○平成30年度実績／

18基（5人槽…3基、7人槽…11基、10人槽…4基）

○対象者／町内に住所を有し町税などの滞納がない方。

### ○対象の浄化槽（全てに該当すること）／

・公共下水道設置条例の排水区域・処理区域を除く地域に設置するもの。

・自ら居住または居住しようとしている専用住宅・併用住宅であること。

・浄化槽工事業の登録または届け出をしている町排水設備指定工事店で施工するもの。

※設置工事は申請年度の2月末までに完了する必要があります。

### ○補助金／

・浄化槽設置…設置工事費から10万円を差し引いた額を交付します。ただし、5人槽は上限125万円、7人槽は上限153万円、10人槽は上限214万円です。

・宅内配管…30万円を上限額として工事費用を交付します。ただし、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合のみとなります。

※維持管理費は個人負担です。

※平成31年度の設置に対する補助金は16基を上限としています。

○指定工事店／永昌工業、服部組、三浦ポンプ機械店、ライフクリエイトくまがい

### ○問い合わせ／

・役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

・役場水道課下水道事業係（2階⑮番窓口 ☎内線264）

## やすらぎ園臨時職員を募集しています

調理職（臨時職員）を1人と介護職（臨時職員）を若干名募集しています。詳細は、町ホームページ（アドレスは28ページ参照）またはハローワーク釧路をご覧になるか、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／特別養護老人ホームやすらぎ園（☎485-3501）

## デイサービスセンター 運転手を募集します

運転手（パートタイム職員）を2人募集します。

○募集要件／65歳未満で、大型・中型・普通自動車いずれかの運転免許証を有する健康な方

○業務内容／利用者の送迎、乗車の介助、見守りなど

※提出書類などの詳細は、町ホームページ（アドレスは28ページ参照）またはハローワーク釧路をご覧になるか、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／デイサービスセンター（☎485-1859）

## 土木技術職員を募集しています

土木技術職（正職員）を1人募集しています。

○募集要件／

- ・30～40歳の方
- ・土木に関連する職務経験が過去7年間の中で5年以上ある方
- ・1級土木施工管理技士資格を取得している方
- ・普通自動車免許を有する方

※提出書類などの詳細は、町ホームページ（アドレスは28ページ参照）または下記係へ問い合わせください。

○問い合わせ／役場総務課職員係（2階⑬番窓口☎内線216）

## 固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額が、ほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができる制度です。「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請をお願いします。

○手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）

○縦覧期間／4月1日～5月31日

○縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

## 確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、申告内容の間違いに気が付いた方はいませんか。

税額を多く申告していたときは「更正の請求書」を提出して、正しい税額へ訂正を求められます。税額を少なく申告していたときは「修正申告書」を提出して、正しい税額に修正してください。確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。詳しくは、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）



## 個人住民税の申告が必要です

個人住民税は1月1日に住所のある市町村で課税されます。

本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得が確定しないと、所得証明書、課税証明書・非課税証明書など「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。所得税は確定申告書の提出をしなくてもよい場合がありますが、住民税は申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なすため、あらためて提出する必要はありません。

申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方は申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得が確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

## 町立病院調理員を募集しています

調理員（臨時職員）を2人募集しています。

○募集要件／変則交代勤務のできる健康な方

○業務内容／給食の調理および洗浄

※提出書類などの詳細は、町立病院ホームページ（アドレスは18ページ参照）または下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／町立病院（☎485-2135）

## 町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

- 日時 / 4月25日(木)、午後8時まで
- 場所 / 1階⑩番窓口
- 問い合わせ / 役場税務課納税係 (☎内線155) および各担当係

## ブロードバンド 設備設置の支援制度

地理的・地形的な要因で無線LANへの接続が困難な場合や、無線LANへの接続に建柱などの特別な工事費が発生する世帯に対し、ブロードバンド設備設置に対する初期費用の一部を支援しています。

この支援制度は、個人負担額が32,400円を超える場合に対象となります。例えば、衛星インターネット設備を設置して、初期費用が594,000円かかるとき、初期費用と個人負担額32,400円の差額561,600円を支援します。

制度の詳しい内容や手続きは、下記へ問い合わせください。

- 無線LANの申し込み / NPO標茶インターネットプロジェクト(SIP) (☎485-4500)
- ブロードバンドの相談窓口 / 役場総務課電算管理係 (2階⑬番窓口 ☎内線218)

## 町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

- 売り払い物件・価格 / 下記係で閲覧または町ホームページに掲載(アドレスは28ページ参照)
- 申し込み・問い合わせ / 役場管理課管財係 (1階⑧番窓口 ☎内線141)

## 公園を大切に 使いましょう

新緑の季節を迎え、公園でのジョギングや散歩が気持ち良い時期になります。駒ヶ丘公園や釧路川標茶緑地公園などは、毎年多くの方にご利用いただいています。公園利用のマナーを確認し、きれいで気軽に集える憩いの場となるよう心掛けましょう。

### ○公園利用のマナー /

- ・ごみ箱はありません。ごみは持ち帰りましょう。
  - ・たばこのポイ捨ては絶対にやめましょう。携帯吸い殻入れを利用するなど、喫煙マナーを守りましょう。
  - ・指定場所以外での火気の使用はやめましょう。
  - ・駐車場以外への車両の乗り入れは行わないでください。
  - ・駐車場に公園利用以外の目的で、継続的に車両を駐車することはやめましょう。
  - ・ふんの放置が非常に多くなっています。ペットのふんは飼主が責任を持って持ち帰りましょう。
  - ・犬の散歩をする時はリード(首ひも)を必ず使ってください。リードを外したことによる事故が発生しています。
  - ・水路・噴水にペットを入れないでください。
  - ・ゴルフの練習は危険ですので絶対に行わないでください。
  - ・施設・植栽などを大切にしましょう。
- 問い合わせ / 役場建設課都市計画係 (2階⑭番窓口 ☎内線275)

## 国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修学年限1年以上である課程)に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

### 〈所得の目安〉

118万円＋  
(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。平成30年度に保険料を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学している方は、このはがきに必要事項を記入して返送すると、平成31年度の申請をすることができます。

この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので年金事務所に連絡してください。

### ○問い合わせ /

- ・釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)
- ・役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線125)